○江津市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱

令和３年３月23日

告示第32号

（趣旨）

第１条　この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

（軽微な変更の説明書等）

第２条　適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（規則第５条に規定する軽微な変更に限る。）をしたときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第１項又は同法第18条第21項の規定による完了検査を受けようとするとき、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第１号の１、様式第１号の２、様式第１号の３）を建築主事又は建築副主事に提出するものとする。

２　前項の変更が様式第１号の２及び様式第１号の３に掲げる再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）であるときは、規則第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）を添付するものとする。

３　前項に規定する軽微変更該当証明書を求めようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第２号）の正本及び副本に、それぞれ規則第３条第１項に規定する図書及び当該計画の軽微な変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を市長が行った場合においては、軽微変更該当証明申請書（様式第２号）の正本及び副本に、それぞれ規則第３条第１項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添付するものとする。

４　市長は、前項の規定による軽微変更該当証明申請書の提出を受けた場合において、当該変更が規則第３条に規定する軽微な変更であると認められる場合は、軽微変更該当証明書（様式第３号）を建築主に交付するものとする。

（市長が必要と認める図書）

（市長が定める用途）

第３条　江津市手数料条例（平成12年江津市条例第２号）第２条第１項第22号第１の項アにおける工場その他のこれに類するもので市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする

(１)　倉庫

(２)　データセンター

(３)　卸売市場

(４)　火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(５)　水産物の増殖場若しくは養殖場

(６)　危険物の貯蔵又は処理に供するもの

(７)　前各号のほか、その他これらに類する用途

（名義等変更届）

第４条　法第11条第３項又は法第12条第４項の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第４号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

（取下届）

第５条　法第11条第１項又は同条第２項の規定による計画書の提出をした者、法第12条第２項又は同条第３項の規定による通知をした者又は第２条第３項の規定による申請書を提出した者は、当該申請等を取り下げようとするときは、取下届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、適合性判定の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（要綱第３条関係）

様式第２号（要綱第３条関係）

様式第３号（要綱第３条関係）

様式第４号（要綱第７条関係）

様式第５号（要綱第８条関係）